

清末法制改革における日中法継受の再検証
—公訴時効制度の導入時の日中の法比較の視点から

高橋孝治

【抄録】

中国は清朝末期から中華民国時代にかけて、日本から近代法を学ぼうとした。具体的には、日本に多くの中国人留学生を送ったり、中国に日本人の法学教官を招いて近代法を学んだ。しかし、公訴時効制度を素材に見てみると日本法が正しく伝わっているとは限らないと言える。本稿は、当時の公訴時効制度の日中法比較と中国に公訴時効制度を伝えた岡田朝太郎の法思想の検証を通じて、「日本法」は本当に当時の中国の法改革に影響を与えたのかを再検証するものである。本稿の結論としては、「日本人」は確かに当時の中国の法改革に影響を与えたが「日本法」は必ずしも正しく伝わっていなかったと述べる。

【英文抄録】

China tried to learn the modern law from Japan, from the Qing Dynasty last years to the Republic of China period. Specifically, the Chinese government in those ages sent many Chinese students studying abroad to Japan and the Japanese law professor was invited to China. But it can't be said indeed that the Japanese law is transmitted when it's judged from the limitations system. This report inspects modal comparison in Japan and China of the limitations system those days and inspection thought of the law of Okada Asataro who handed the limitations system down to China. And "Japanese law" verifies whether you had an influence on Chinese law reform in those days. Conclusion on this report is "Japanese" had an influence on Chinese law reform in those days certainly, but "Japanese law" always was right and wasn't transmitted.

【キーワード】

中国法制史 公訴時効制度 日中法比較 清末法制改革

※本稿において「中国」およびそれに類する用語の意味は以下の通りとする。「中華人民共和国」は1949年10月1日に建国宣言を行った中国共産党による政権を意味する。「中華民国」は1912年1月1日に成立した中国国民党による政権を意味するが、本稿では中国国民党が台湾に逃れた後には触れないため、特に大陸統治をしている中国国民党政権を指す。「中国」は、現在の中華人民共和国の領域となっている空間を指し、中華人民共和国成立前のそれを含むものとする。「伝統中国」は、「中華民国」成立前に「中国」に存在した政権の総称とする（清、明、元など）。

1. はじめに

1. 1 問題の所在

日本は古代においては伝統中国から律令などの「法」を学んだ¹。ところが、近代になるとこの立場は逆転した。日本は明治維新により中国より先に「近代法」の導入をしており、中国が日本から「近代法」を学んだのである²。この法継受の相互関係は「交流と影響は歴史的なものにとどまらず、未来にも影響を与えた。人類の文化交流史上、とりわけ法律文化の交流においてこれは極めて稀な現象である」とも言われ³、法律における日中関係の歴史は非常に深いものがある。しかし、清朝末期（以下「清末」という）から中華民国期にかけての中国の法制度（法制改革は中華民国期まで継続するのだが、本稿ではこれをまとめて以下「清末法制改革」という）では日本以外の国、例えばドイツ、アメリカ、フランスなどの法律も参考にされており⁴、日本法は「与えた影響が『最も大きい』」と表現する方が正しいとする指摘もある⁵。

本稿は、清末法制改革の際の日中の法比較を通じて、「日本法が」本当に大きな影響を与

¹ 池田温＝劉俊文（編）『法律制度』（日中文化交流史叢書 第2巻）大修館書店、1997年、2頁。

² 但見亮「中国法と日本社会」『法学セミナー』（670号）日本評論社、2010年、29頁。

³ 張中秋『中日法律文化交流比較研究—以唐与清末中日文化的輸出与輸入為視点』北京：法律出版社、2009年、6頁。

⁴ 熊立雲『現代中国の法制と法治』（現代中国叢書2）明石書店、2004年、59頁。

⁵ 「中国の近代において、とりわけ清末における西洋の法文化との接触及び西洋法制度の継受の過程において、日本の影響は無視することはできないばかりか、極めて重要であった」とも述べられており（姚輝、小口彦太（監訳）、文元春（訳）「中国の伝統的法文化と欧米（日本）民法の影響—中日両国の民法近代化の比較研究の視点から—」（水林彪（編著）『東アジア法研究の現状と将来—伝統的法文化と近代法の継受』国際書院、2009年）161頁）、清末法制改革で日本が中国に「法を教えた」わけではなく、「極めて重要な影響を与えた」ということである。

えたのかということを再検証することを目的とする。清末法制改革に日本法が中国に与えた影響の程度については、いまだ解明されていない点もあり⁶、これを明らかにすることには重要な意義があると考ええる。

1. 2 研究の素材

本稿では、清末法制改革における日本法の影響を検証する上で、公訴時効制度を素材にする。公訴時効制度とは、犯罪が行われてから一定期間を経過すると、刑事訴訟を起こそうとしても、その訴えが裁判所に受理されなくなるという制度である⁷。また、誤って受理されてしまっても、裁判所が公訴時効の期間が経過していることに気がついた場合、審理を終了しなければならないという制度でもある。つまり、犯罪が発生してから一定期間起訴されなければ、刑事訴訟が行われず、事実上「無罪」と同様の取り扱いがなされるという制度である。公訴時効制度は、現在の日本や中華人民共和国を含め、ほとんどの国で採用されている制度であり、「現在、多くの国々で市民権を得た制度」とも呼ばれている⁸。

ところが、清末法制改革より前の伝統中国には公訴時効制度は存在していなかった⁹。つまり、中国の公訴時効制度は、清末法制改革の際に導入されたものだった。しかし、清末法制改革で中国に導入された公訴時効制度は、当時の日本の公訴時効制度とは大幅に異なるものであった（2. 3で詳しく述べる）。つまり、中国は歴史的に公訴時効制度を知らなかったはずにも関わらず¹⁰、大きな影響を与えたはずの日本法とは異なる公訴時効制度を

⁶ これまでの清末法制改革に関する先行研究には、熊立雲「松岡義正と北京『京師法律学堂』における民事法の教育について」(『山梨学院大学法学論集』(72号)山梨学院大学、2014年、129～210頁収録)などがある。

⁷ 白取祐司『刑事訴訟法』(第5版)日本評論社、2008年、223頁。

⁸ 道谷卓「公訴時効—歴史的考察を中心として—」(『関西大学法学論集』(43巻5号)関西大学法学会、1994年、73頁)。

⁹ 于志剛『追訴時効制度比較研究』北京：法律出版社、1998年、7頁。于志剛『追訴時効制度研究』北京：中国方正出版社、1999年、6頁。世界初の公訴時効制度は古代ローマ法に求めることができるが、古代ローマ法の影響を受けていない地域の法にも公訴時効制度を見ることができる。つまり、古代の世界各地においても、「昔のことは忘れた方が健全である」という公訴時効制度がある種「普遍的に」発生していたと言える(高橋孝治「中国追訴時効制度的背景—従古代中国法的観点」『理論界』(2015年1期)遼寧：遼寧省社会科学界聯合会、2015年、67頁)。これは2. 2で述べるように、日本も同じであった。その意味で、伝統中国に公訴時効制度が存在しなかったという点は特筆するに値する。

¹⁰ なお、少なくとも伝統中国の最後の王朝たる清朝では以下のような方法で刑事訴訟の提起を行っていた。事件が発生すると、その被害者、親族、隣人などが官に対して訴えを提起することにより事件処理の手續が開始される。この訴えの提起が許される日に関しては定めがあり、謀反、大逆、盜、人命などの重大な案件については隨時訴えの提起が認めら

作り上げたのである。この原因はどこにあるのか。「清末法制改革の際に日本法は最も大きな影響を与えた」ということを、当時の日中の法比較を通じて再検証するという観点からは、公訴時効制度は最もよい素材になると考える。

2. 清末法制改革期における日中の公訴時効制度

2. 1 中華民国の公訴時効制度

中国で法条文上、初めて公訴時効制度を導入したのは、「大清新刑律」であった¹¹。大清新刑律は 1906 年から起草作業が開始され、1911 年 1 月 25 日に公布されるという完成までに 5 年もの歳月をかけた法律であった¹²。これは清末法制改革の中で外国の法をよく学んだ上で法作成をしようとした結果であり、そのため大清新刑律は、『近代』刑法典であるとの評価もされている¹³。このような中国における刑法の「近代化」と同時に、公訴時効制度が中国で初めて条文化されたということからも、公訴時効制度は「中国にとっては舶来品」と言われることもある¹⁴。ところで、大清新刑律は公布されたのみであり、実際には施行されることはなかった¹⁵。

大清新刑律は施行されることはなかったが、清末法制改革の成果はそのまま中華民国に引き継がれ、袁世凱による北洋政府が 1912 年 3 月 10 日に公布した「暫行新刑律」は大清新刑律を一部改正したものだった¹⁶。さらに後に南京を首都とする中華民国政府が 1928 年に制定した「中華民国刑法」、1935 年に制定された新しい「中華民国刑法」などすべてに公訴時効制度を規定した条文が存在した。ここでは、清末法制改革の直接の成果である「大清新刑律」と「暫行新刑律」上の公訴時効制度を見ることとする。

れるが、軽微な案件に対しては、3、6、9 のつく日（19 世紀以降は 3、8 のつく日）に限られた。さらに、軽微な案件については、4 月 1 日から 7 月末までの農繁期にも訴えの提起が禁止された。そして訴えの提起を受理すべきか否かは、各州・県の正印官のみが行っていた。すなわち、訴えの提起を受理すべきからの判断を行ったり、実際に訴えの提起を受理できる日などがあらかじめ定められていたり少なくとも清朝の訴訟制度では公訴時効制度が導入される余地はあったと言える。小口彦太『現代中国の裁判と法』有斐閣、2003 年、51～52 頁。

¹¹ 于志剛『追訴時効制度研究』・前掲註(9)6 頁。

¹² 朱勇（主編）『中国法制史』（第 2 版）北京：法律出版社、2006 年、346 頁。

¹³ 占茂華（主編）『中国法制史』北京：中国政法大学出版社、2008 年、321 頁。朱勇（主編）・前掲註(12)349 頁。

¹⁴ 于志剛『追訴時効制度比較研究』・前掲註(9)7 頁。于志剛『追訴時効制度研究』・前掲註(9)6 頁。

¹⁵ 于志剛『追訴時効制度研究』・前掲註(9)6 頁。占茂華（主編）・前掲註(13)328 頁。

¹⁶ 朱勇（主編）・前掲註(12)382 頁。占茂華（主編）・前掲註(13)369 頁。

「大清新刑律」、「暫行新刑律」の公訴時効制度に関する条文（条文番号は双方とも同じ）¹⁷

第 69 条 公訴の提起権の時効期限は左の例に定めるところによる。

一、死刑にかかる場合、15 年

二、無期徒刑もしくは一等有期徒刑にかかる場合、10 年

三、二等有期徒刑にかかる場合、7 年

四、三等有期徒刑にかかる場合、3 年

五、四等有期徒刑にかかる場合、1 年

六、五等有期徒刑、拘留もしくは罰金にかかる場合、6 ヶ月

前項の期限は、犯罪行為が終了した日から起算するものとする。期限を超えても不起訴の場合には、その訴権は消滅する。

第 70 条 二罪以上の起訴権の時効期限は、最も重い刑により前条の例で定めるところによる。

第 71 条 本刑が加重または軽減される場合、起訴権の時効期限は本刑により計算するものとする。

第 72 条 起訴権の時効は、左に定める行為の一つがあるときは中断し、その行為が終了したとき、また起算するものとする。

一、捜査および予審上の強制処分

二、公判上の訴訟行為

前項の行為は、すべての共犯者に同一の効力を及ぼすものとする。

第 73 条 起訴権の時効は、被告人が精神病、その他の重病により公判が停止した場合、停止するものとする。

¹⁷ 高漢成（主編）『《大清新刑律》立法資料匯編』北京：社会科学文献出版、2013 年、728 頁および謝越石（編）『刑律通詮』（増訂 4 版）北京：[出版社不明] 1920 年、161～165 頁に収録されていたものから引用した。

2. 2 日本の公訴時効制度

伝統中国には公訴時効制度は存在していなかった。しかし、伝統中国の法制度である律令を継受したはずの日本では、独自に「旧悪」と呼ばれる公訴時効制度が存在していた¹⁸。つまり、日本にとっては公訴時効制度は中国のような「舶来品」ではなかった。この「旧悪」制度は、明治時代になった後も続けられ、近代法と結合して「旧悪減免例」という名称で明治6年（1873年）に制定された改定律例第85条にも規定されていた¹⁹。

しかし、この頃の制度は近代法を少し受容したものの、まだ封建的色彩が強く、旧悪減免例も改正されることになる。日本の公訴時効制度は、明治維新以降は一貫して刑事訴訟法に規定されていることから、同じく刑事訴訟法上に規定を置いているフランスの影響が特に強いと言われている²⁰。この影響を受けた公訴時効制度は、まず明治13年（1880年）に公布された刑事訴訟法に相当する治罪法（施行は明治15年（1882年））に規定された。

そして、大日本帝国憲法が制定されたことに伴い、治罪法は明治23年（1890年）に刑事訴訟法に変更された。1. 1で述べたように、清末法制改革では、日本は中国に多大な影響を与えた。この明治23年制定の刑事訴訟法も、清末法制改革の際に中国に伝えられている。

なお、明治23年の刑事訴訟法上の公訴時効制度の条文は以下の通りだった。

刑事訴訟法（明治23年（1890年））の公訴時効制度に関する条文²¹

第8条 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ経過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

第10条 公訴私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テハ其最終ノ日ヨリ起算ス

¹⁸ 道谷卓・前掲註(8)137～138頁。

¹⁹ 道谷卓・前掲註(8)142頁。

²⁰ 佐藤芳男「公訴時効」専修大学法学研究所（編）『専修大学法学部研究所紀要13 刑事法の諸問題Ⅲ』専修大学法学研究所、1988年、92頁、97頁。

²¹ 内閣官報局（編）『法令全書（第23巻・2）』原書房、1978年、4～5頁に収録されていたものから引用した。

第 11 條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第 12 條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル効ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

2. 3 清末法制改革期の日中の公訴時効制度比較

ここまでで見たように、日本法は清末法制改革に多大な影響を与えたはずにも関わらず、その成果たる「大清新刑律」と「暫行新刑律」上の公訴時効制度と当時の日本の公訴時効制度は大きく異なるものになっている。まず、当時も含め日本では一貫して刑事訴訟法に公訴時効制度を規定するという手法がとられているのに対し、中国では刑法に相当する「刑律」に公訴時効制度が規定されていた（これは「中華民国刑法」でも同じである）。また、日本では起訴や予審を行ったときに時効が中断（時効期間を最初から計算し直すこと）するとしているが、大清新刑律や暫行新刑律ではこれに加え、捜査の場合にも時効が中断するとしている。つまり、捜査が始まれば、それまで経過した時効期間もまた最初から計算し直されることになる²²。しかも、捜査の開始は起訴と異なり、「証拠や容疑者が明確になる」必要もなく、この点から当時の中国の公訴時効は、「捜査開始による中断」は容易であったと言える。また、1890 年制定の日本の刑事訴訟法には導入されていなかった「時効の停止（停止している間は、時効期間に算入しないということ。最初から計算し直さない点

²² このため、「期間を経過しても不起訴の場合、起訴権は消滅する。起訴権が消滅したとき、犯人を訴追することはできない。いわゆる、不起訴とは、故意による不起訴だけに限らず、時効期間内に犯罪が発覚しなかった場合、ないしは時効完成後にはじめて犯罪が発覚した場合も含み、その場合、起訴権は時効によって消滅する」とも説明され（趙欣伯『中華民国刑律論』奉天：法学会、1928 年、463 頁）、単に時効期間内に起訴されないばかりでなく、時効期間内に犯罪が発覚しない場合（＝捜査が始まらない場合）にも公訴時効にかかるとしている。故意によらない不起訴でも公訴時効にかかるという意味を表したいのなら、「時効期間内に犯罪が発覚しなかった場合」ではなく「時効期間に起訴することができなかった場合」と表現すればいいはずである。

で中断とは異なる)」の制度を大清新刑律や暫行新刑律が導入している点も異なる点である。

3. 中国の公訴時効制度の受容

3. 1 中国への公訴時効制度の伝播

1. 1 で述べたように、近代には中国は日本法を通して近代法を継受したはずであった。しかし、2. 3 で見たように、公訴時効制度に着目して比較してみると、当時の日本の公訴時効制度と中国の公訴時効制度は大きく異なっている。ここではまず、日本から中国へはどのように公訴時効制度が伝わっていたのかを明らかにしたい。

清末法制改革の際の日本から中国への公訴時効制度の伝播は、板倉松太郎と岡田朝太郎という人物が主にその役割を担っていた。清末法制改革の際には日本から近代法を学ぶため、多くの中国人が日本に留学に来た。その際に、最も多くの留学生に影響を与えたのは法政大学清国留学生速成科であり²³、そこで公訴時効制度を含めた刑事訴訟法を中国人留学生に講義したのが板倉松太郎である²⁴。板倉は公訴時効制度について「刑ノ適用ヲ請求セサルニ因リテ公訴權ヲ消滅セシムルモノ」と定義し²⁵、「公訴時効制度は刑事訴訟法第9条に規定されている」と当時の中国人に伝えている²⁶。このように、板倉は当時の中国に日本の刑事訴訟法をそのまま伝えている。

これに対し、中国に公訴時効制度を伝えたもう一人の人物である岡田朝太郎は当時の日本の通説とは全く異なる説明を中国に伝えていた。清末法制改革の際には、中国では日本に留学するばかりでなく、日本人を講師に招いて法学教育の充実化を図ろうとした。これにより中国で刑法および刑事訴訟法を講義したのが岡田朝太郎である²⁷。そして、岡田は当時の日本でも公訴時効制度が刑事訴訟法に規定されているにも関わらず、「公訴時効制度は刑法上の制度」でなければならず、日本が刑事訴訟法上の制度とたことは誤りであるとまで考えていた²⁸。そして、この岡田の論は中国にも伝わることになる。岡田は、中国で

²³ 法政大学国際日本学研究所（編集）『百年後の検証・中国人の日本留学およびその日本観—法政大学清国留学生法政速成科などの事例を中心に—』（国際日本学研究所叢書 23）法政大学日本学研究所、2015 年、27～35 頁。

²⁴ 法政大学国際日本学研究所（編集）・前掲註(23)62 頁。

²⁵ 板倉松太郎『刑事訴訟法玄義（上巻）』1910 年、巖松堂書店、579 頁。

²⁶ 『法制速成科講義録（第 12 號）』法政大学、1905 年、40 頁。

²⁷ 高見沢磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ』（叢書 中国の問題群 3）岩波書店、2010 年、26～27 頁。

²⁸ 岡田朝太郎『刑法講義 總論』明治大學出版部、1906 年、291 頁。

行った刑事訴訟法の講義で公訴時効制度には一切触れず²⁹、刑法の講義の中で触れている³⁰。しかも、岡田は中国で「刑事法上の時効を刑法上に規定する場合、刑事訴訟法上に規定する場合、日本のように公訴時効を刑事訴訟法上に、刑の期満免除を刑法上に規定する方法がある」と述べ³¹、さらに以下のように続けた（刑事法の領域には公訴時効制度の他にも「刑の時効制度」というものがある。刑の時効制度は裁判で確定判決を受けた後、一定期間刑が執行されなかった場合、その刑の執行がなされなくなるという制度である。「刑の期満免除」とは、当時の日本の「刑の時効」の呼び名である）。「この三種の規定方法を比較すると、第一の方法（筆者註——公訴時効制度、刑の時効制度ともに刑法に規定する方法）が最も合理的であり、中国刑法草案はこの第一の方法を採用する」³²。

なお、岡田が公訴時効制度を刑法上に規定することにこだわったのは、公訴時効制度は犯罪が存在するか否かを決めるため、これは刑法に定めるべきと考えていたからである³³。しかし、板倉が「公訴權ヲ消滅セシムル」と述べているように、公訴時効制度は「犯罪が存在するか否か」の決定ではなく、「犯罪が存在していることは間違いないが、それを訴追できる権利があるか否か」の決定と捉えることもできるため³⁴、岡田の論は必ずしも正しいわけではない。むしろ、日本では刑事訴訟法上に規定されているにも関わらず、刑法上に規定するべきと自説を展開している岡田の姿勢に疑義がある。

3. 2 中国における公訴時効制度の議論

2. 3で述べたように、当時の日本と中国の公訴時効制度は大きく異なっている。そして、大清新刑律および暫行新刑律に定められた公訴時効制度は、当時のドイツの規定に近

²⁹ 例えば、岡田朝太郎（口述）、熊元襄（編）、李鳳鳴（点校）『刑事訴訟法』（清末民国法律史料叢刊・京師法律学堂筆記）上海：上海人民出版社、2013年（1904年に出版された京師法律学堂での講義録の復刻版）や岡田朝太郎（口授）、汪有齡（訳述）『刑事訴訟法』（北京：中国政法大学出版社、2012年（1907年に朝陽大学校から出版された『刑事訴訟法』の復刻版）には公訴時効制度については一切記述がない。

³⁰ 岡田朝太郎（口述）、熊元翰（編）、張勇紅（点校）『刑法総則』（清末民国法律史料叢刊・京師法律学堂筆記）上海：上海人民出版社、2013年、216～217頁（1925年に安徽法學社から出版された京師法律学堂での講義録の復刻版）。

³¹ 岡田朝太郎（口述）・前掲註(30)217頁。

³² 岡田朝太郎（口述）・前掲註(30)217頁。

³³ 岡田朝太郎・前掲註(28)291頁。

³⁴ 日本は現在もまだ刑事訴訟法上に公訴時効制度を規定しており、現在も「訴訟権」の問題と考えている。

いように見える³⁵。これは岡田が公訴時効制度を規定する条文について、「第一の方法が最も合理的」と述べたとき、この第一の方法の代表例としてドイツを挙げていたことが原因と考えられる³⁶。

そして、公訴時効制度の立法趣旨に関して、中国では以下のように言われるようになった。「刑事法に規定されている時効の規定には三つの異なる主義がある。第一はフランスのようにすべての時効の規定を刑事訴訟法に置くとする方法である。これによれば、公訴および刑罰について、起訴および行刑権はみな訴訟法に属することになる。第二は日本のように起訴権に関する時効は刑事訴訟法に、刑の時効は刑法に規定するという方法である。これは、起訴権の時効は刑事訴訟法に属するが、刑の時効については科刑の制度ととらえ区別する制度である。第三は二つの時効を全て刑法に規定する方法である。刑法に各種犯罪を定めその科刑の一部として、起訴権および行刑権を定めたのである。この三つの主義を比較すると、第三の主義が最も条理面および利便性の面からも採用されるべきである。多くの立法例——例えばドイツ、ポルトガル、オランダ、ブルガリア、メキシコ、イタリア、フィンランド、ノルウェーなど——はみなこの方法を採用している」³⁷。これは岡田の「第一の方法が最も合理的」という論そのものである（岡田の言う「第一の方法」は中国では「第三の主義」と表現されている）。

ここからも、清末法制改革の際に中国は岡田の「中国刑法草案はこの第一の方法を採用する」という論を全面的に受け入れ、「最も合理的な公訴時効制度を持つ例」とされたドイツをまねて制度設計をすることになったものと考えられる。もちろん、岡田だけではなく、板倉も中国に公訴時効制度を伝えた。しかし、岡田は大清新刑律の起草に直接協力したため³⁸、岡田の自説が特に中国では受け入れられやすかったのではないだろうか。さらに、

³⁵ 朱徳明（訳）『德国刑法』北京：司法公報発行所、1921年、12頁。許鵬飛（編著）『比較刑法綱要』上海：商務印書館、1936年、232～235頁など。

³⁶ 岡田朝太郎（口述）・前掲註(30)217頁。当時中国に赴任した日本人教員は、基本的に通訳を通して講義を行ったため、講義の内容がどのくらい中国人に伝わったのかについては疑義がある（熊立雲・前掲註(6)146頁）。しかし、岡田が「中国刑法草案はこの第一の方法を採用する」と述べ、本節中で後述するように大清新刑律の作成過程の会議においても公訴時効制度を刑法に規定することに何ら疑義が呈されていない。ここからも、岡田の論は、通訳を介して中国人に伝わっていたものと思われる。

³⁷ 謝越石（編）・前掲註(17)160～161頁。なお、この考え方は、その後の中華民国刑法を現在も基本的に使用し続けている台湾で現在も用いられている（劉清景（主編）『新編 刑事法規 判例 解釋 決議 全集』台北：大偉書局、1988年、129頁）。

³⁸ 吳宇欣『民国刑事法律制度研究』北京：九州出版社、2012年、80頁。朱勇・前掲註(12)346頁。高見沢磨＝鈴木賢・前掲註(27)27頁。

中国にとっては、日本に行った留学生が学んできた板倉の論よりも、中国で直接講義を行った岡田の論の方が重要と捉えたという側面もあるだろう³⁹。それを示すかのように、大清新刑律の作成過程の会議においても、公訴時効制度に関する規定について——公訴時効制度を刑法上に規定することを含めて——何の疑義も出されていない⁴⁰。これらの結果、板倉が伝えた日本では公訴時効制度は刑事訴訟法上に規定されているという論は中国から消えることになったのではなかろうか。

現在においても公訴時効制度を刑事訴訟法に規定しているのは、日本とフランスくらいのもので、世界を見渡せば少数派である。その意味で、清末法制改革での岡田論の継承で、中国は公訴時効制度における「世界の多数派」に入ることができたものと思われる（もっとも、3. 1で述べたように、公訴時効制度を刑事訴訟法上に規定したとしても、論理的整合性は取れるのであり、少数派、多数派という議論には意味はない）。

4. 終わりに

本稿では、清末法制改革の際の日中の公訴時効制度を比較し、さらに岡田朝太郎の法思想を見てきた。本稿なりの結論を述べると、中華民国の公訴時効制度は、大清新刑律の起草を岡田朝太郎が協力したことにより、日本のような刑事訴訟法上の制度とすることはなかったと考えられる。しかし、それは日本で刑事訴訟法上の制度としたことで、問題が発生したわけではなく、岡田朝太郎が公訴時効制度を規定する法律につき日本での特異な論を持っていたからにすぎない。もし、中国で直接講義を行ったのが岡田朝太郎以外の者であったなら、清末法制改革により創設された中国の公訴時効制度は全く異なるものになっていたであろう。岡田のドイツの制度が最も合理的との論をきっかけに清末法制改革による公訴時効制度はドイツのものが主に参考にされたものと思われる。

もちろん、単に日本の制度をまねるのが「絶対的な正解」ではない。事実、清末法制改革で、特に民法は日本以外の国の制度も参考にしている⁴¹。しかし、清末法制改革で中国

³⁹ 岡田が中国で講義を行った京師法律学堂での教育は、その後の法整備活動に大きな役割を果たしたとの評価もある。熊立雲・前掲註(6)149頁。

⁴⁰ 高漢成（主編）・前掲註(17)643頁。

⁴¹ 民法については時期的な問題もあった。「日本民法典起草時において参照できたのはフランス民法典とドイツ民法草案だけであった。しかし、幸か不幸か後発の中国においては、さらに日本民法典、ドイツ民法典、スイス民法典を参照することができた」とされているからである（高見沢磨＝鈴木賢・前掲註(27)46頁）。しかし、民法については中国は日本よりも多くの国のものを参考にしていたことは事実である。

が日本から近代法を学ぼうとしたのは、「明治維新で『洋化』に成功した（ように見えた）日本」「の諸制度を学」ぼうとしたためである⁴²。そのため、岡田が行ったことは、当時の中国の希望を逸脱するものであったと言えるだろう。「日本はこのような制度を導入したために、このような問題が発生した」という表現ならばいざ知らず⁴³、「日本の制度が知りたい」とする当時の中国に日本でも特異な自説を展開してしまったからである。日本の法制度を「正しく」伝えても、当時の中国人がそれを受け入れがたい制度と考えたのなら、それは中国人が独自に改変を行えばいいだけの話である。しかし、日本のことを学びたいと考えていた当時の中国に対し、最も合理的なのはドイツであると独自に判断して「中国刑法草案はこの第一の方法を採用する」とした岡田の行為は乱暴であると評価できると考えられる。

もちろん、これはあくまで公訴時効制度に着目した場合であって、清末法制改革ですべての制度についてこのようなことが起きていたわけではない。例えば、清末法制改革の際には大日本帝国憲法をまねた憲法が作られたこともあった⁴⁴。日本法がそのまま伝わっている部分も当然にある。

総括すると本稿の結論としては以下のように言うことができる。清末法制改革の際に『日本法』は最も中国に大きな影響を与えた」と表現するよりも、清末法制改革の際に『日本人』は最も中国に大きな影響を与えた」と表現する方が正しいと言える。清末法制改革の時期に日本人が中国に法律を伝えても、公訴時効制度のように「日本人」が「日本法以外の制度」を強く推していたと思われる場合もあるのである。その意味では、「日本人が与えた影響」と「日本法が与えた影響」は全く異なるものなのである。当時の日中の公訴時効制度を素材に法比較や、岡田朝太郎の法思想を分析するとそのように評価することが妥当であるように思われる。

※本稿は、2016 年徳島賞（東アジア学会主催若手研究者研究奨励賞）を受賞した研究計画「中国における公訴時効制度の研究」の研究成果の一部である。

⁴² 但見亮・前掲註(2)29 頁。

⁴³ 岡田と同様に、中国で民法を講義した松岡義正も、日本の民法の規定に疑義を持っていたようである。しかし、松岡は岡田の態度とは異なり、日本の民法の規定を解説し、それによって発生している問題点も合わせて解説した上で、当時の日本の民法の規定を批判している。熊立雲・前掲註(6)171 頁。

⁴⁴ 西村成雄（編著）『20 世紀中国政治史研究』放送大学教育振興会、2011 年、28 頁。